

## 白山市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、すべての市民が日常生活の中で人権を意識し、互いに多様な個性・違いを認め合い行動できる共生社会を実現するため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任をもって相互に協力し合うことを約した2人の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある2人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
- (3) パートナーシップ宣誓制度 宣誓をした2人に対して第7条に規定する書類を交付する制度その他これに類する制度であって、地方公共団体が実施するものをいう。
- (4) 申告 本市への転入前に、本市とパートナーシップ宣誓制度の連携に関する協定を締結した他の地方公共団体（以下「連携団体」という。）においてパートナーシップ宣誓制度を利用していた2人が、当該事実及びパートナーシップにあることを市長に申し出て、本市においてパートナーシップ宣誓制度の利用を継続することをいう。

### (宣誓又は申告の要件)

第3条 宣誓又は申告をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 共に宣誓又は申告をしようとする者の双方又は一方が、本市に住所を有し又は宣誓の日若しくは申告の日から3か月以内に本市への転入を予定していること。
- (3) 現に法律上の婚姻をしていないこと。

- (4) 現に宣誓又は申告をしようとする相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 申告の場合を除き、他の地方公共団体が実施するパートナーシップ宣誓制度を現に利用していないこと。
- (6) 民法第734条及び第735条に規定する婚姻をすることができない続柄でないこと。ただし、双方の関係が養親子の場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市職員の面前において、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）及びパートナーシップ宣誓事項確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類（宣誓の日前3か月以内に発行されたものに限る。）を添えて市長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（本市への転入を予定している者にあつては、転出証明書その他の本市への転入が確実であることがわかる書類）

- (2) 戸籍の個人事項証明書その他の現に婚姻をしていないことを証明する書類

2 宣誓をしようとする者は、希望する宣誓の日時等をあらかじめ市長と調整するものとする。

3 宣誓をしようとする者は、宣誓書及び確認書を提出する際に、本人であることを明らかにするため、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

- (1) 個人番号カード

- (2) 旅券

- (3) 運転免許証

- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であつて本人の顔写真が貼付されたもの

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類（前各号に掲げる書類がない場合に限る。）

4 本市への転入を予定していることにより宣誓をした者は、宣誓の日から3

か月以内に、住民票の写しその他の市内への転入が完了したことを証明する書類を市長に提出しなければならない。

(申告の方法等)

第5条 申告をしようとする者は、市職員の面前において、パートナーシップ宣誓継続申告書(様式第3号。以下「申告書」という。)に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、代筆させることができる。

(1) 連携団体から交付を受けた、第7条の規定により交付される書類に相当する書類

(2) 申告の日前3か月以内に発行された、住民票の写し又は住民票記載事項証明書(本市への転入を予定している者にあつては、転出証明書その他の本市への転入が確実であることがわかる書類)

2 前条第2項から第4項までの規定は、申告について準用する。この場合において、同条第2項中「宣誓を」とあるのは「申告を」と、「宣誓の日時」とあるのは「申告の日時」と、同条第3項中「宣誓を」とあるのは「申告を」と、「宣誓書及び確認書」とあるのは「申告書」と、同条第4項中「宣誓を」とあるのは「申告を」と、「宣誓の日」とあるのは「申告の日」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定による申告があつたときは、申告の日(転入をした日以後の申告にあつては、当該転入をした日)に宣誓をしたものとみなす。

(通称名の使用)

第6条 宣誓又は申告をしようとする者は、市長において特に理由があると認めるときは、宣誓書、確認書及び申告書(以下「宣誓書等」という。)において通称名を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する者は、宣誓書等の提出に際し、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を提示し、又は添付するものとする。

(受領証等の交付)

第7条 市長は、第4条の規定により宣誓をした者(第5条第3項の規定により宣誓をしたとみなされる者を含む。以下「宣誓者」という。)が第3条各

号のいずれにも該当すると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第4号）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第5号）（以下これらを「受領証等」という。）に宣誓書等の写しを添付して、宣誓者に交付するものとする。この場合において、前条第1項の規定により宣誓者が通称名を使用したときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を受領証等に記載するものとする。

（受領証等の再交付）

第8条 前条の規定により受領証等の交付を受けた宣誓者は、当該受領証等を紛失若しくは汚損し又は氏名若しくは通称名を変更したときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第6号）により市長に受領証等の再交付を申請することができる。この場合において、紛失以外の理由による場合は、既に交付した受領証等を添付して申請しなければならない。

2 前項の規定による再交付申請をするときは、第4条第3項各号に掲げる書類のいずれか（氏名又は通称名の変更を理由として再交付申請をするときは、これに加えて当該変更があったことが確認できる書類）を提示し、又は添付するものとする。

3 第1項の規定により紛失を理由として受領証等の再交付を受けた者が紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該発見した受領証等を市長に返還しなければならない。

（受領証等の返還）

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第7号）に受領証等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓者の双方又は一方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の双方が本市に住所を有しなくなったとき。
- (4) 第11条の規定により、宣誓又は申告が無効となったとき。
- (5) その他宣誓又は申告の要件に該当しなくなったと市長が認めるとき。

2 市長は、宣誓者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該宣

誓者に対し受領証等の返還を求めるものとする。

(連携団体の長等を経由する返還)

第10条 前条の規定にかかわらず、本市から連携団体に転出し、申告に相当する手続きにより当該連携団体のパートナーシップ宣誓制度を利用しようとする宣誓者は、当該連携団体の定めるところにより、当該連携団体の長等を経由して受領証等を市長に返還することができる。この場合において、受領証等の返還は、当該手続きにより連携団体の長等に受領証等が提出されたときになされたものとみなす。

(宣誓等の無効)

第11条 次のいずれかに該当する宣誓又は申告は、無効とする。ただし、第3号又は第4号による無効は、その該当する事由が生じた時から将来に向かって、その効力を生じる。

- (1) 宣誓者の双方又は一方にパートナーシップを結ぶ意思がないとき。
- (2) 宣誓書等の内容に虚偽があるとき。
- (3) 第3条各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (4) 第4条第4項（第5条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

2 市長は、必要があると認めるときは、無効とした宣誓又は申告に係る受領証の交付番号を公表することができる。

(提出書類の保存)

第12条 市長は、この告示により宣誓者から提出を受けた書類（次条に規定するものを除く。）を、第9条第1項の規定により受領証等が返還された日、宣誓者が同項各号に該当すると市長が認めた日又は第10条の規定により受領証等が返還されたとみなされた日のいずれか早い日から起算して5年を経過する日まで保存するものとする。

(宣誓書記載内容等証明書の交付)

第13条 宣誓者は、前条の規定による保存期間が経過するまで（宣誓又は申告が当初から無効となった場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書（様式第8号）により、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書（様式第9号）の交付を市長に申請することができる。

2 前項の規定による申請をするときは、第4条第3項各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書を無料で交付する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年12月10日から施行する。